

岡山大学が締結する随意契約の公表基準について

（平成18年8月10日）
学 長 裁 定

国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）は、業務の公共性及び運営の透明性を確保するため、本学が締結する随意契約について、以下の基準により公表するものとする。

1. 内容を公表する随意契約

予定価格が500万円を超える工事請負契約、製造請負契約、物品供給契約、役務提供等その他の請負契約

2. 公表の時期及び公表期間

- (1) 公表は、随意契約の相手方が決定した日から1ヶ月以内とする。
- (2) 公表期間は、契約の相手方が決定した日から、6ヶ月とする。

3. 公表する事項

- (1) 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 契約者の氏名、部局の名称及び所在地
- (3) 随意契約を締結した日
- (4) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 随意契約に係る契約金額
- (6) 随意契約によることとした理由

4. 公表の方法

本学ホームページによるものとする。

5. その他

本学の業務運営上、秘密にする必要があるものは、公表の対象としないことができるものとする。

6. この基準は、平成18年4月1日以降の契約分から適用する。